

平成26年度大磯町教育委員会第10回定例会会議録

1. 日 時 平成27年1月16日（金）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前11時30分
2. 場 所 大磯町役場 4階第1会議室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
藤 家 崇 教育長
相 田 輝 幸 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 2名
5. 教育長報告
6. 付議事項
議案第21号 平成27年度当初予算における教育委員会予算要求について
議案第22号 地方教行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の
規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正す
る条例について
議案第23号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の校務
災害補償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第24号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利
用者負担等に関する条例について
議案第25号 大磯町保育所条例の一部を改正する条例について
議案第26号 大磯町部等設置条例の一部を改正する条例について
7. 協議事項
協議事項第1号 平成27年度教育委員会基本方針（案）について
協議事項第2号 大磯町指定有形文化財の指定について

8. 報告事項

- 報告事項第1号 平成26年第2回(11月)大磯町議会臨時会及び平成26年第4回(12月)大磯町議会定例会について
- 報告事項第2号 平成26年度文化財消防訓練の実施について
- 報告事項第3号 児童文学講演会「てがみぼうやがとどくまで」の開催について

9. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

教育長報告

教育長) 私からは、12月定例会開催後から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。1月5日、新春の賀詞交換会が催されました。1月11日、消防出初式が開催され、大磯中学校の吹奏楽部の生徒が演奏を行い、式典に花を添えました。また、国指定重要無形民族文化財行事である大磯の左義長が行われ、大磯中学校1年生が北浜海岸で地域の方々とサイトづくりに参加しました。1月12日、大磯プリンスホテルにおいて、成人式及び新成人の集いを開催いたしました。各行事について大変お寒い中、ご出席いただきありがとうございます。1月13日、中地区教育長会議に出席しました。会議の内容については、平成27年度指導課執行事業について、平成27年度学級数及び管外・管内異動等の状況について、年度末人事事務日程等について、などを協議しました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第21号 平成27年度当初予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育部長) 議案第21号説明資料の1ページ総括表をご覧ください。課別に予算要求額、前年度当初予算額、前年度差額が記載されております。まず、子育て支援課、予算要求額983,626千円、前年度差額55,882千円、増額の主な理由は、子育て関係経費の増でございます。学校教育課は、予算要求額273,614千円、前年度差額69,373千円、増額の主な理由は、大磯小学校のグラウンド整備などの増によるものです。生涯学習課は、予算要求額20,263千円、前年度差額29,340千円の減、減額の主な理由は、生涯学習館の工事終了によるものです。図書館は、予算要求額40,344千円、前年度差額67,717千円の減、減額の主

な理由は、空調工事の減によるものです。郷土資料館については、予算要求額 476,146 千円、前年度差額 303,035 千円の増、こちらは、旧吉田茂邸再建、郷土資料館リニューアルの増によるものです。合計で予算要求額 1,793,993 千円、前年度差額 331,233 千円の増となるものです。詳細については、各課からご説明いたします。

子育て支援課長) 児童福祉総務費ですが、要求額が 3 億 7,212 万 5 千円で、前年度当初予算が 1 億 6,598 万 1 千円ですので 2 億 0,614 万 4 千円の増額となっております。児童福祉総務費の増額の主な理由としては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度運営事業に新制度の実施に係る経費を計上したための増額となります。今まで保育園費で計上しておりました町内私立保育園や管外保育所への委託料や補助金などを新制度の運営事業へ変更いたしました。また、私立幼稚園で新制度の給付対象となる幼稚園への給付費や地域型保育施設への給付費などの扶助費や補助金などを新たに計上しております。また、地域子ども・子育て支援事業の内に一つ、利用者支援事業として、保育コンシェルジュの賃金も計上しております。その他に、ひとり親家庭等医療費助成事業では、1 人当たりの医療費の単価が上昇していることに伴い扶助費を増額いたしました。また、放課後子どもプラン事業では、学童保育の委託料の増額や施設の修繕費等を増額しております。ただし、小児医療費助成事業につきましては、対象者の減の見込みにより扶助費を減額しております。こちらの児童福祉総務費では新規事業はありませんが、今年度まで実施していた家庭保育・乳幼児福祉事業につきましては、新制度への移行に伴い事業を廃止いたしました。また、平成 26 年度に実施した子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましても、消費税の増税に伴う単年度の事業となっておりますので、廃止を予定しておりましたが、国が新たな給付事業を打ち出しましたので、当初予算への計上について現在検討中となっております。児童福祉総務費については、以上となります。次に、児童措置費ですが、要求額が 4 億 7,686 万 3 千円で、前年度当初が 4 億 8,454 万 7 千円ですので、768 万 4 千円の減額となります。児童措置費については、対象の事業は一つで児童手当法に基づき児童手当を支給する事業のみとなっております。児童措置費の減額の理由といたしましては、支給対象者数の減の見込みによる、扶助費の減額となります。次に、保育園費ですが、要求額が 4,672 万 2 千円で、前年度が 2 億 1,713 万 5 千円ですので、1 億 7,041 万 3 千円の減額となります。保育園費の減額の主な理由といたしましては、新制度の施行に伴い児童保育委託事業を廃止し、児童福祉総務費の子ども・子育て支援新制度運営事業へ移動したものが主な理由となります。その他には、人事異動等に伴う臨時職員の増員に対する賃金や、給食設備のガス回転釜の購入などを計上してあります。保育園費につきましては、児童保育委託事業が

廃止となりましたので、今後は町立保育園を運営する経費だけが残った形になります。次に、児童福祉施設費ですが、要求額が 149 万 8 千円で、前年度が 285 万 9 千円ですので、136 万 1 千円の減額となります。児童福祉施設費の減額の理由といたしましては、子育て支援総合センター維持管理事業の、修繕料の減額によるものになります。児童福祉施設費については、以上となります。最後に幼稚園費ですが、要求額が 8,641 万 8 千円で、前年度予算額が 5,722 万 2 千円ですので 2,919 万 6 千円の増額となっております。幼稚園費の増額の主な理由といたしましては、1 点目は、幼稚園運営事業で人事異動等に伴う臨時職員の増員と、支援が必要な児童が増えたための対応としての臨時職員の増員に伴う賃金の増額となります。2 点目は、幼稚園施設整備事業で平成 26 年度に設計委託いたしましたトイレの改修のうち、大磯幼稚園のトイレ改修について、工事請負費を予算計上しております。その他に町内私立幼稚園補助事業につきましては、事業の最終年度になり対象園児も大幅に減りますので、それに合わせて事業費も大幅に減額となっております。幼稚園費については、以上となります。子育て支援課関係の予算の合計といたしましては、要求額が 9 億 8,362 万 6 千円で、前年度予算額が 9 億 2,774 万 4 千円ですので、5,588 万 2 千円の増額で、約 6%の増となります。子育て支援課 関係の平成 27 年度当初予算の説明については、以上となります。

学校教育課長) 続いて、5 ページから 7 ページは学校教育課になります。予算科目の教育総務費、要求額 6,954 万 8 千円、前年度比較で 1,158 万 8 千円の増額となります。主な要因は、教育支援員、指導協力員の増員・充実です。支援を必要とする児童・生徒の教育活動の充実・推進を図りたいと考えています。主要事業については、今年度に引き続き、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業を実施してまいります。適応指導教室の指導協力員配置を充実し、児童・生徒へのサポート体制の強化を図りたいと考えています。次に、6 ページです。小学校費、要求額は 1 億 5,426 万 6 千円、前年度比較 6,493 万円の増額です。要因は、懸案であります大磯小学校グラウンド改修工事に着手したいと思っております。また、国府小学校音楽室のエアコン改修、給食室の床改修、大磯小学校給食室のボイラー監修などを実施したいと思っております。次に、7 ページをご覧ください。中学校費になります。要求額は 4,980 万円で、前年度比較 714 万 5 千円の減額です。要因は、昨年度実施しました、国府中学校体育館の耐震診断委託、大磯中学校体育館前のフェンス改修工事が終了したことによるものです。

生涯学習課長) 8 ページをご覧ください。生涯学習課ですが、要求額は、20,263,000 円です。前年度比で、29,340,000 円の減額となっております。主な減額理由は、冒頭の説明にもありましたように、生涯学習館の耐震補強工事ならびにトイレ改修工事が平成 26 年度で終了いたしましたので、その分の減額となっ

ています。なお、ここで事業名が一部変更となっています。1段目の事業名ですが、これまでは社会教育委員運営事業でしたが、会議という言葉を入れて、社会教育委員会議運営事業としました。事業内容は文字通り会議の運営であることから、よりふさわしい名称に変えたものです。事業名の変更にあたっては、財政課とも調整済でございます。新規事業としては、1段目の社会教育委員会議運営事業において、地区研究会の開催があります。26年度は甲信越静ブロックの研究大会として神奈川県が会場となって開催したため、地区研究会は開催されませんでした。27年度は通常通り2回の開催を予定しております。4段目の生涯学習推進事業におきましては、平成22年に入れたパソコンが5年リースが終了するため、新機種に入れ替えを行いません。下から2段目の文化財保護事業におきまして、有形文化財として町の指定を受けている高麗慶覚院の仁王像について、案内看板を設置するものです。続きまして、生涯学習課図書館の内容について、ご説明いたします。9ページをご覧ください。要求額は、40,344,000円です。前年度比で、67,717,000円の減額となっております。主な減額理由は図書館空調改修工事が平成26年度で終了いたしますので、その分の減額となっております。新規事業としては、一番下の子ども読書推進事業におきまして、学校図書館との連携を目的として中学校2校に対し、学校図書館用の蔵書システムを導入すること、同じくバーコードリーダーを購入いたします。また、読書をより身近なものとするための読書通帳と読書スタンプラリー用のカードを印刷いたします。

郷土資料館長) 郷土資料館につきましては、要求額が4億7,614万6千円で、前年度比、3億303万5千円の増でございます。増額の主な内容といたしましては、郷土資料館維持管理事業のうち、燻蒸委託。郷土資料館リニューアル推進事業において予定しているリニューアル実施設計に基づく工事。旧吉田茂邸再建事業での再建工事及び調度品の製作等。そして公共下水道への接続工事によるものでございます。

質疑応答)

中野委員) 中学校給食の費用ですが、どこにありますか。

学校教育課長) 中学校給食については、後ほど報告しますけれども、町で、中学校給食は実施するという政策決定をしています。今後、利用者の調整や施設整備等について、調整した上で予算計上しますので、27年度当初予算ではなくて、27年度中の補正予算で対応したいと考えています。

中野委員) わかりました、ありがとうございます。期待されている保護者がたくさんいらっしゃるって、その期待の一つに中学校給食があるんです。私が何のために教育委員になったのか、意味がなくなってしまうような気がして、この中学校給食はぜひ実現したいと思いますので、計上をぜひお願いしたいと思いました。それからもう一つ、小学校のところで、大磯小学校でもずっと以前に上がっていたのですが、各教室にインターホンを設置するというものは、今回は計上されないのでしょうか。

学校教育課長) 数年前から、インターホンということで要望等は実際に上がってい

ます。今回、結果的には予算計上はしていませんのでけれども、インターホンだけではなくて、当面のハード面の改修工事、また設置工事等、ソフト面の部分、多くの予算計上、優先順位を付けた中で予算要求しております。その中で残念ながら優先順位の上で、計上できなかったという状況です。これについては、要望も聞いていますので、実現できるものであればしていきたいとは思っています。

中野委員) よろしくをお願いします。これは子どもたちの命にかかわるものです。そんなに高いものではないので、ぜひ何とか実現したいと思います。

曾田委員) 子育て支援で質問でございますが、国が策定した子ども・子育て支援事業計画がございますけれども、慌ただしくずっときております。大変な作業だったと思うのですが、まもなくスタートいたしますけれども、進捗状況は十分かどうかはわかりませんが、大体うまくいきそうな気配があるんでしょうか。それとも少しまだ問題があるかどうか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

子育て支援課長) 新制度へ向けての準備ということですが、計画については、パブリックコメントが終わり最終段階に入っております。皆さんの意見を反映したものを最終案という形で、委員の皆さまにお示しできればと考えております。新制度の準備につきましては、今、入園手続き等を行っているところで、今のところ4月から滞りなくスタートできると考えております。

曾田委員) 長い間、大変な作業があったと思います。職員の方も大変だったと思いますから、そういうお話を聞いて、安心をいたしました。

子育て支援課長) ありがとうございます。

濱名委員) 先ほどの岩本さんの話の中で、優先順位のつけ方なんですけど、その優先順位をつけていくのに、いろんな学校を回らせてもらったときに、いろんな要求があったと思いますが、それは全て予算を考えるときに、一旦はテーブルには乗るんですよね。そこで優先順位をつけて外れていくというようになっていると思うのですが、その優先順位をつけるときには、現場の人が誰か立ち会えるのですか。事務局の方たちだけでそれを決めてやっていくのですか。

学校教育課長) 予算の手順としましては、限られている予算ですので何でもかんでもというわけにはいきませんから、各学校で協議の上で事務局にまずは上がってきます。その間には、その予算の時期だけではなくて、1年を通していろんな要望とか、多額の予算を要するものについては準備段階から話は聞きます。ですから、最終的に事務局の担当者とやりとりをした中で、まず各学校から上がってくるという経過をとります。その上がってきたときには、事務局の内部で、協議し調整した上で財政当局に出しますので、予算のときだけではなくて、さまざまな機会で学校とはかかわりながら、協議調整をしていくと、そういう状況です。

濱名委員) そうであれば、現場の人たちは一応納得する内容にはなるわけですね。現場の優先順位が反映された内容になっているというふうに捉えてよろしいですか。

学校教育課長) 特に、修繕関係・工事関係については、学校側からも優先順位をつけて出させていただいています。全てできればいいのですが、限られた予算ですので、現実には無理ですので、その中で各学校のバランスも考えな

がら、さらに事務局で優先順位をつけて財政へ出す。財政当局としても、その中で全ての課の状況もありますので、収入の状況を見て、さらにまたそこに優先順位がつけられると。かなり二重、三重、四重のフィルターを経なければならぬということなので、十分かどうかというと、現場のほうとしては決して十分とは言えないと思いますけれども、その中でも工夫しながらやっているという状況です。

濱名委員) ありがとうございます。

委員長) 子育て関係で質問をさせていただきます。12月のときに、中間報告のような形で資料をいただいているのですが、その中で、東部子育て支援センターの整備事業というのがあったと思います。今日の資料にはそれがありませんが、これについては認められなかったということでしょうか。

子育て支援課長) まず、東部子育て支援センターにつきましては、寄附された土地・建物がございまして、そちらのところに新しい支援センターをとということで予算準備をしたのですが、まず既存にあります建物の耐震の調査をした上で、既存の施設を利用した中の改修にするのか、全く使えないようでしたら新設にするのか、その辺の判断をした中で進めていこうというお話になりまして、現在、耐震の調査をしている状況になりますので、新年度の当初予算には計上しておりませんが、必要な場合は補正予算で対応していきたいと考えております。

委員長) 寄附していただいたものがある。有効に使うという意味では、当初に乗せてくるのかなと思っていたんですけども、今回、資料の中になかったの聞いてみました。しっかり途中の補正で対応していけるのなら、そういう形でもいいかと思えます。ありがとうございます。いろいろ事務局には頑張っていて、今日の予算資料を見せていただくことになったと思えます。ご質問がなければ、これで質疑を打ち切りしたいと思います。

中野委員) 一つだけ確認ですが、先ほどの説明にもありましたが、支援の必要なお子さんに対する適切な人数の支援員の配置というのが確保できたということ考えてよろしいですか。

学校教育課長) 今回、事業名でいうと5ページの支援教育推進事業、教育支援員の配置の充実ということで、本年度予算計上に当たりまして、各学校細かいヒアリング等をして、その中で十分必要な人数について配置ができるというふうに考えています。

中野委員) ありがとうございます。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第21号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第21号平成27年度当初予算における教育委員会予算要求については原案どおり承認をいたします。

議案第22号 地方教行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) はじめに改正概要についてです。平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月から施行されることに伴い、関連条例である本条例を改正するものです。改正内容は、本法律の改正によって、本条例において同法の条文を引用している条文にずれが生じたため改正するものです。また、条例名についても、同法の条項を引用しているため、今後の事務作業の煩雑化を防ぐために名称を改正します。従いまして、本改正による実質的な内容の変更は、ありません。施行日は、法律の施行日と合わせ、平成27年4月1日とします。なお、法律の改正に伴う大磯町の関連条例については、記載のとおり、1件の制定、4件の改正があります。いずれも、教育長の名称、給与及び服務に関するもので、教育行政事務に直接的に関係するものではないため、町長部局において改正事務を進めております。2ページをお開きください。条例の新旧対照表です。右側が現行の条文、左側が改正案で、アンダーラインの部分が改正箇所になります。条例中、法律第24条の2第1項の引用から、第23条第1項の引用に改正します。3ページをご覧ください。参考として、法律改正の新旧対照表の抜粋をお示ししています。

質疑応答)

委員長) 条ずれの発生のために、それに伴って変更するということで、特に内容には問題ないと思います。一つお聞きしたいのは、案で出ている大磯町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例というのがありますね。この中で、事務のというふうに限定しているのですが、事務ではない部分でも何かこういう条例があるんですか。

学校教育課長) 資料の1ページにあります参考として書かれているところになります。こちらが、先ほどもちょっと触れたのですが、具体的には教育長という名称を法律に照らし合わせますと、教育委員会の教育長というふうに表記があります。ですから、その部分で教育委員会の教育長という名称を変更する部分と、あと、教育長が現在一般職の扱いなんですけれど、特別職という扱いになりますので、今ここに表記がありますように、大磯町職員の旅費に関する条例、または大磯町長等の給与に関する条例に教育長も盛り込むと。つまり、町長と副町長、特別職と同等の扱いで盛り込むというようなことがありますので、その点で改正が必要ということです。あと、制定される大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の部分についても、特別職でありますけど、別途服務についても定めなさいという規定がありますので、その点で新しいものをする。今までは一般職、我々と同じ扱いで服務に関して規定していたのですが、別途設けなさいということですので、新しい条例をつくるという点になります。

委員長) そこで、今私が質問した内容等の個別が出てくるという理解でいいでしょうか。

学校教育課長) そうですね。

委員長) わかりました。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第22号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第22号地方教行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり承認をいたします。

議案第23号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の校務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) はじめに改正概要についてです。平成26年4月に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が成立し、児童扶養手当法が一部改正されたことに伴い、関連する条例を改正するものです。改正内容は、児童扶養手当法の改正に伴い、本条例において同法の条文を引用している条文にずれが生じたため、改正するものです。従いまして、本改正による実質的な内容の変更は、ありません。施行日は、この条例が公布された日とします。2ページをお開きください。条例の新旧対照表です。右側が現行の条文、左側が改正案で、アンダーラインの部分が改正箇所になります。条例中、法律第4条第3項第2号ただし書きの引用から、第13条の2第2項第1号ただし書き、また、第4条第2項第2号ただし書き及び第3項第2号ただし書きの引用から、第13条の2第1項第1号ただし書き及び第2項第1号ただし書きの引用に改正します。3ページをご覧ください。参考として、法律改正の新旧対照表の抜粋をお示ししています。

質疑応答)

曾田委員) 少し質問が違うかもしれませんが、過去、大磯町で学校医の方、それから歯科医・薬剤師が校務災害で何か事故があったとか、そういった事例がございますか。

学校教育課長) さかのぼる年代はわからないのですが、私の知る限りでは、そういった事件等はないです。

曾田委員) ありがとうございます。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第23号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第23号大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の校務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり承認をいたします。

議案第24号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等

に関する条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) こちらの条例につきましては、平成 27 年 4 月よりスタートいたします子ども・子育て支援新制度に合わせて、幼稚園及び保育所などの利用者負担等について、定めるものになります。現在は、幼稚園保育料については、大磯町立幼稚園保育料等徴収条例に、保育所保育料については、大磯町保育料徴収規則の中で定めている内容について、幼稚園・保育所という区分けではなく、新制度の認定区分、教育標準時間認定及び保育の必要性の認定 1 号認定から 3 号認定に合わせて利用者負担額を定めることになります。それでは、説明資料の 1 ページをご覧ください。本条例の制定概要になります。今、ご説明したとおり新制度の施行に合わせて、特定教育・保育施設、いわゆる幼稚園及び保育園と特定地域型保育事業、これは小規模保育や家庭的保育などの保育料とその他町立の園で徴収する利用者負担について、定める条例になっております。制定内容の 1. 条例制定の考え方については、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項の認定区分に応じて、国が政令で定める額を限度額とする条例といたします。現在、まだ政令で利用者負担額が定められておりませんので、参考に現時点で国が示している基準を資料の 2 ページ目にお示ししてあります。こちらについては、以前もお示しした基準になっております。あくまでも、本条例では利用者負担額の上限額を定める条文になっておりますので、具体的な利用者負担額については、規則の中で定めていく予定です。ちなみに平成 27 年度については、今年度の保育料を据え置きする規則を現在作成中です。こちらの規則については、次回の定例会で付議する予定でおります。また、町立の幼稚園及び保育所で保護者の方から徴収する保育料以外の利用者負担についても、この条例で徴収することについて定め、詳細は規則の中で定めてまいります。これらの公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんので、公立施設の使用料に該当するため条例で定めることが必要になり、それにより公債権として取り扱われます。それでは、具体的な条例の構成について、ご説明いたします。まず、第 1 条及び第 2 条で、条例の趣旨及び定義を定めます。次に、第 3 条から第 5 条で、利用者負担額及びその徴収や入退園の取り扱いについて定めます。次に、第 6 条から第 8 条で、保育料以外の利用者負担額について、定めます。1 点目は、預かり保育料、2 点目は、延長保育料、3 点目は、町立保育所における給食費、これは町立保育園の主食の代金になります。次に第 9 条では、利用者負担の督促及び延滞金について、大磯町税外収入と同様の取り扱いとすることを定めております。次に、第 10 条から第 12 条では、徴収猶予、減免及び利用者負担の納期について定めております。次に、第 13 条で、規則へ

の委任を定めとります。最後に、附則の中で、施行期日と現在の幼稚園保育料を定めてある条例の廃止について定めます。条文としては、全 13 条の新規条例となります。その他に参考資料といたしまして、現行の幼稚園保育料と保育園保育料を定めてあります条例と規則を添付してありますので、ご確認ください。本条例は、あくまでも幼稚園及び保育園などの利用者負担額の上限を定める条例になっておりますので、具体的な保育料については規則で定めることをご理解いただきたいと思います。

質疑応答)

委員長) 資料の内容について質問します。この資料の後ろに、廃止される大磯町町立幼稚園保育料等徴収条例というのがありますけれども、この中に保育料の返還について古い分には書かれています、新しい条例については、そういう内容がないように思うのですが、これはどうしてでしょうか。

子育て支援課長) 今回の条例につきましては、基本的に徴収について法的に定めるものとなっております。今後、文書法制の担当者と条文若しくは規則に謳っていくことについて調整してまいります。

委員長) わかりました。実際に返還されるというような場合は、現実にはあるのですか。

子育て支援課長) ほとんどないと思いますが、過誤納付等によるものが若干あるかもしれません。

委員長) ありがとうございます。もう一つ質問ですが、2 ページ目のイメージの比較のところなのですが、右のほうに新制度の表がありますが、1 号認定の表の下のところ、米印が 2 つある中で、1 号認定は、幼稚園年少から小学校 3 年生までの範囲においてとなっております。2 号認定と 3 号認定については、その文章の範囲がちょっとずれていますね。下の 2 号・3 号については、小学校就学前の範囲においてというような内容になってはいますが、これはどうして違って来るのでしょうか。

子育て支援課長) こちらにつきましては、基本的に国基準をそのまま記載しています。幼稚園保育料は、現在行っている私立幼稚園の就園奨励費補助金の基準がベースとなっているものが移行されます。その中で国としては第 2 子第 3 子の取り扱いを拡充する方向で進めてきております。保育園につきましては、現在も国基準で定められている第 2 子第 3 子の取り扱いがそれがそのまま継続されるものです。

委員長) ありがとうございます。子育てをしている人たちは、同じベースで考えていくのかなと思いますので、その辺については国の基準をそのまま引き継いでいくのがいいのか、町で何か考えるほうがいいのか、その辺が、何か工夫が一つあるんじゃないかなというような感じを持ちました。利用している側に立って見たときに、少し疑問が湧きましたので質問しました。

中野委員) 条例には関係ないのですが、附則で説明する場合にもすごくわかりにくい表だなと思って、何がわかりにくいんだろうとよく見たら、所得税額で区分を決めているんですね。年収で区分を決めたほうが見やすいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

子育て支援課長) 基準につきましては、国が町民税の課税額を基準にしておりますので、ただ、外部に出すような場合につきましては、現行のほうで書いてあります推定の年収等を記載することは可能だと思いますので、その辺も入れた中で、わかりやすい表として外には出していきたいというふうに考えております。

中野委員) お願いします。それから、少し外れるかもしれませんが、つい最近テレビのニュースで見たのですが、新制度になると、例えば認定こども園、保育機能を持っていた園が、補助金がなくなるということで保育機能が持てなくなり、幼稚園に運営を変えなければいけないところが出てきたという話を聞きまして、やはりそうすると、ひとり人親家庭で2人のお子さんを育てているうちにつきましては、月によっては保育料だけで、月収の6割を保育料にとられてしまうという話が出ていました。そうすると、家を借りているにしろ、買ったにしろ、ローンですとか家賃はどうしても払わなければいけないとなると、食費を削らなくてはいけないのかなと思って、本当に見ていて暗い気分になったんです。町においては、そのような状況を絶対つくりたくないように、先ほど委員長がおっしゃったように、何か工夫がほしいなと思いました。

子育て支援課長) 確かに、新制度の施行に向けて、認定こども園の認可の返還や新制度へ移行しない幼稚園など、進み具合が鈍いと感じますが、大磯町では幼稚園も新制度に移行し、さらに認定こども園も新設する計画もありますので、全体的に進んでいると考えております。また、保育料については厳しい状況にありますが、とりあえず翌年度は、現行保育料は据え置きになりますので、平成28年度以降の保育料については、再度検討した中で決めていきたいと考えておりますので、ご了承願います。

中野委員) ぜひお願いします。必要であるから働いているのであって、働けなくなったら意味がなくなってしまうので、そういうことがないように教育委員として頑張っていきたいと思えます。

濱名委員) 具体的なパーセンテージを教えてくださいなのですが、2ページにあります1号認定の右の表に書かれている1番から5番までの町民税の取得のところで分かれています。今いる幼稚園の子どもを持つ家庭で、1番から5番に、大体どれぐらいのパーセンテージで入るのでしょうか。

子育て支援課長) 手元に細かい資料がないのであれですけども、一番多いと予想されているのが、4段目になります。町民税の所得割額が211,200円以下、保育料が国基準で20,500円のところが、半分ぐらいがここに入るのはないかというふうに予想しております。

濱名委員) 子育てをしている小さい子どもがいる家庭で、一月に2万を出すというのはすごく大変なことだと思うのですが、それが町立の幼稚園も全部このお値段になっていくとなるとすごく厳しいと思います。何度も言っているのですが、考え方というのはもう理解していただいていると思うのですが、それを上回るメリットには思えません。ほかに、公立と私立を同じ値段にするというのも、同じである必要がどこにあるのかなというその意味もちょっと私には理解できませんし、内容は絶対違うわけですから。町が持つ幼稚園というのは、すごく大きな意味があると思います。そこに通わせたいという保護者の方が

たくさんいらっしゃって、先日いただいたアンケート結果を見ましても、値段が安いということを感じている方もいらっしゃいます。そういう方たちにも選ぶことができるように、値段を上げていくというのは、私は反対です。

子育て支援課長) あくまでも、こちらは上限額を設定するもので、必ずしもこの金額が保育料になるとは限りません。今決まっているのは、平成 27 年度は 8,500 円の現行の保育料を徴収することしか決まっておりません。この後、お示ししていく規則の中でも翌年度の保育料について、定めていくものと考えております。

委員長) 今、案について、もっと質問させていただきたかったのですが、子育ての今後の幼稚園・保育園の動きについては、固まっていなくてもみんないろいろ心配が多いんだと思います。だからここで出ました意見についても、いろいろ考える材料にさせていただいて、今後の幼稚園・保育園のそういった部分に反映できる部分は、どんどん取り入れていただきたいと希望しています。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第24号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第24号大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例については原案どおり承認をいたします。

議案第25号 大磯町保育所条例の一部を改正する条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 本条例の改正概要につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、町の関連条例や規則等の整理を行うものの一つで、改正前の大磯町保育所条例につきましては、保育所の施設の設置や保育所の入所及びその手続き、また保育料等の費用の納付について定めている条例となっております。先程、ご説明いたしました大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例や 9 月議会にて制定いたしました大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例などの新条例の制定に合わせて、本条例の一部を改正し、町の子育てに関する条例等を整理するものです。それでは、具体的な改正内容についてご説明しますので、資料 2 ページ以降に新旧対照表を添付してありますので、そちらをご覧ください。まず、第 1 条については、現行では保育所を設置することを目的として定めておりましたが、設置の他に入園・退所、また費用の徴収についての定めもありますので、趣旨に改め、設置及び管理について必要事項を定めると改正いたしました。第 2 条及び第 3 条については、今回は変更がありません。次に第 4 条については、施設の管理の部分で現行では、入所の順位として、大磯町保育の実施に関する条例に定める児童の保育の実施を認める内容になっており

ますが、保育の実施に関する条例については、新規条例の施行に伴い廃止されますので、それに代わり 10 月に制定した大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例に基づき、保育の実施が必要な児童を定めるとともに、入所を拒否する児童についても新たに定めております。また現行の第 5 条では、保育の実施の制限ということで保育を実施しないことができる児童を定めておりましたが、改正案では、第 4 条で保育入所の実施を拒否する児童等についても定めておりますので、第 5 条は、退所及び保育の停止等に関する定めに変更してあります。ちなみに現行では、第 11 条に記載している内容となります。次に、現行の第 6 条から第 12 条については、入所の手続きや費用の納付等に関する内容等になります。入所の手続き等については、今後別に制定する規則等で定める予定です。また、費用に関する事項については、先にご説明した「大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」の中で定めてありますので、本改正案では、第 6 条に費用の徴収」として、別に定める旨を記載いたしましたので、それ以外の部分については削除いたしました。最後に第 7 条で、規則への委任を定めてあります。また、本条例の施行については、新制度の基になります子ども・子育て支援法の施行の日としております。その他に、参考資料として 9 月議会で制定いたしました大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

質疑応答)

中野委員) 改正案の第 4 条の (3)、その他町長が入所を不相当と認めた児童とあります。それを現行で比較すると、その他保育の実施を不相当と認めた児童。町長が改正案には入ってきたんですね。これはどういうことでしょうか。というのは、現行ですと、どの人がどういう理由で実施が不相当という判断をされるのか、そこの部分がよくわからないですけれども、大勢の人が見て不相当だと認めたという公平な感じがするのですが、この町長が入所を不相当と認めた児童という、その定義がよくわからないので、教えてください。

子育て支援課長) 基本的には、同じ内容になります。保育の実施を決めるのは、最終的には町長の権限となっておりますので、現行の条例でもその他保育の実施を不相当と認めたということになりますと、町長が認めた児童については保育を行わないという内容になります。また、条文の言い回し等については、他の条例等にあわせた言い回しをしているとご理解いただきたいと思います。

中野委員) 町長は、責任を持って不相当と認めたのでこの子は入園させませんよということですか。一人の判断で決めるのですか。

子育て支援課長) 一人の判断というわけではなくて、町長の権限において、代表者として町長が最終的には決定するということになりますので、保育の実施についても、基本的には実施者である町長のほうが、実施をするかどうかを決めていくという形になります。

中野委員) わかりました。

委員長) 今回、規定を整備するという内容の案が示されていますけれども、一つ資料の中で、案のところに書いてあるページの第1条の2行目に、保育所の位置及び管理に関してと書いてありますよね。今度、改正案と現行の対比をする資料の中のページの改正案の第1条の2行目を見ると、同じ文章だと思うのですが、保育所の設置及び管理に関して、片方は位置になっているのですが、片方は設置になっていますよね。これについて説明してください。

子育て支援課長) すみません、ここについては誤りで申しわけございません。条文のほうの誤りになります。位置ではなくて、設置です。設置及び管理に関する必要な事項を定めるということですので、そちらはすみません、訂正させていただきます。

委員長) では、この案と書いてある1枚のほうの位置が設置になる。

子育て支援課長) はい、設置です。

委員長) わかりました。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第25号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第25号大磯町保育所条例の一部を改正する条例については原案どおり承認をいたします。

議案第26号 大磯町部等設置条例の一部を改正する条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 町行政において、機構改革が予定されているため、関連条例について改正するものです。議案第26号説明資料の1ページをご覧ください。はじめに改正経過・理由についてです。平成24年5月及び平成25年7月に実施された機構改革の主旨、特徴についての記述です。今回の改正は、直面する人口減少や少子高齢化への対応を、より効率的かつ効果的に進めていくために一部の見直しを行うものです。次に、改正内容についてです。ポイントとして3点が挙げられています。1点目は子育て部門の所管を教育委員会から町長部局へ変更します。平成21年4月に、子育て支援体制の強化を目的に総合的に子どもの育成を所管する組織として、教育委員会に子ども育成課、現、子育て支援課を設置し、保育と教育の一元化を図り様々な施策や事業を進めてまいりました。一方、国では子ども・子育て支援法に基づき、更なる子育て支援の充実のための制度改革をはじめ、地方教育行政における首長との連携強化など、平成27年4月スタートに向けての制度設計が進められています。また、町では少子高齢化・人口減社会に適応していくために子育てで選ばれる町を目指して、政策的に子育て世代の定住促進に向けた取組みを展開していく必要があります。このことから、教育委員会で所管している子育て支援課の業務を町民福祉部に移すことにより総括的に子育て支援策を展開していくというものです。2点目は、環境美化センターを1課1センターに再編します。現在、ごみ処理広域化事業において、施設整備をはじめ本格的な事業展開を

進めています。一方、環境政策分野においては、省エネルギーや持続性の高い自然エネルギーの普及など、環境負荷低減への取り組みなど複雑化する環境問題への対応が急務となっています。それらに対応するために、現行の環境美化センターを環境課と美化センターに分けることにより、より専門性を発揮しつつ相互連携を図りながら命題に対応していくため組織の再編を行うものです。3点目は、危機管理対策室を政策総務部内に統合します。現在は、部に属さず、町長、副町長と直結した位置づけで防災機能だけでなく内外による問題発生にも迅速に対応できる組織として機能してきました。しかし、自然災害などの防災機能面以外の対応についてはさらなる対策・対応を図る必要があります。限られた人材の中でより一層の横断的連携を図る必要があります。このことから、危機管理対策室を政策総務部内の課に位置づけることにより、総務課との連携による職員面における危機管理や政策課との連携による報道機関への対応など、流動的に機能的に対応することが可能となります。施行日については、平成27年4月1日とします。組織図については3ページをご覧ください。右側が現行組織、左側が改正案です。現行の危機管理対策室を政策総務部危機管理課に、産業環境部の環境美化センターを環境課と美化センターに、そして、教育委員会教育部子育て支援課を町民福祉部子育て支援課に改正します。4ページをお開きください。条例改正の新旧対照表です。右側が現行、左側が改正案です。アンダーラインの部分が改正箇所です。この条例は部と室の事務分掌について規定されているものです。第2条の危機管理対策室は廃止され、室が持っていた、1と2の事務分掌は政策総務部に加えられます。また、町民福祉部に、7子育て支援に関すること、が追加されます。

質疑応答)

曾田委員) 初歩的な質問ですが、4月から変わるということですが、教育委員会としてはこの子育て支援課が町長の直轄になりますが、幼稚園関係、保育園関係はどういう扱いになるのでしょうか。現行との違いはどうか。

学校教育課長) 現在法律上は、幼稚園は教育委員会の所管、保育園は町長部局となっています。平成21年の機構改革によって、町長が持っていた保育園の部分を教育委員会に移行するというので、それは補助執行という扱いになるんですけれども、今度は逆になります。今度は教育委員会が持っていた事務を町長部局に移すと。保育園はもとの法律上の町長に戻すという形がありますので、ですから逆の形になりますので、教育委員会が持っている幼稚園の事務を、町長部局に補助執行させるという形になります。所属としては町長部局に移るんですが、こういった幼稚園関係の条例ですとか、施策に関することについては、依然として教育委員会が所管すべきものになっていますので、例えば幼稚園関係の条例改正等がある場合には、こういった定例会を子育て支援課長が出席して、教育委員で審議して決定するというその部分は残る形になります。

曾田委員) それは条例ですよ。ですから、現場として、教育委員としての今までのいろんな諸行事がありますけれども、そういう関連は従来と変わらないと

いう考え方でよろしいでしょうか。

学校教育課長) 幼稚園の部分については、従来と変わらないと考えています。

曾田委員) 了解しました。

委員長) この組織改革について、思うところですが、教育委員になってこの子育て支援関係についても関わらせていただいた中で、教育委員会の子育て支援については、保護者への支援をしていくと同時に、教育とか保育という観点から、子どもたちの健全な育ちについて強く意識して、いろんな事業を展開してきたと思います。新年度から町部局のほうに、福祉部のほうに移っていくのですが、これからも教育委員会との関わりの中で、子どもたちの育ちを大事にしていくということをしていってほしいと思います。この文章の中で、子育てで選ばれる町を目指すんだという内容で、子育て世代、保護者に対しての取り組みがより充実していくのだろうなということが期待できるのですが、そういった中で、子どもたちへの保育や教育の質をもっと高めるといって、子どもたちに対するさまざまな事業についても、教育委員会でやってきたことにもっと上乘せして、いい環境を整えられるということを大変期待しています。

中野委員) 新しい組織になった場合、教育委員会は子育て支援に関して意見を言うてはいけないのですか。もう一つは、もし意見を言えたとしたら、その意見は反映されるものなのですか。

学校教育課長) 子育て支援に関すること、条例上は子育て支援ということで一まとめとしていますけれども、その中には幼稚園と保育園、子育て支援の部分と幼稚園の教育の部分になります。決して教育委員として意見を言うてはいけないということではなくて、別の法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、ここで4月から改正されて施行されますけど、その法律の趣旨としても、町長と教育委員会がさらに連携してということが定められていますので、ともに、一緒に考えて、一緒に検討していく、一緒に協議していくものという形で法の趣旨はなっていますので、そういう趣旨で進めていっていただければと思っております。

中野委員) わかりました。

濱野委員) 教育委員会から子育て支援が町部局に移るということで、当初は寂しい気持ちがありましたが、去年もおととしもそうですけど、町長が全部の幼稚園を回っていらっしゃいましたよね。保護者との対話を随分されていて、ママたちからも随分無理難題な話を楽しそうに対応しているのを見ていたので、何かやりたいことがあるのかなというような気もしますし、いい方向にいくんじゃないかなという期待をしています。

委員長) 委員たちも大変期待をしているということで、お伝えいただければと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第26号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第26号大磯町部等設置条例の一部を改正する条例については原案どおり承認をいたします。

協議事項第1号 平成27年度教育委員会基本方針（案）について

教育部長） 教育委員への資料のお示しの仕方としましては、前年度対比の表にして前文から始まり、義務教育、子育て支援、生涯学習、図書館、郷土資料館の各基本方針となっており、最後に用語の解説となっております。また、内容につきましては、基本方針案と、当初予算案編成は、同時期に作業いたしておりますので、作成過程の時間的なズレの関係で、先ほど付議いたしました議案第21号 平成27年度当初予算における教育委員会予算要求についての内容と異なり、予算計上されていない事業が一部記載されております。今後、当初予算案と整合を図りながら、次回定例会に付議いたしますのでご了解いただきたいと存じます。それでは、説明については、各課から行いますのでよろしくお願いいたします。

学校教育副課長） 本日お示ししております案につきましては、事務局が素案として作成しました12月の案について、委員の皆様からご意見をいただきましたが、いただきましたご意見を各課・館で検討した結果となります。12月の案からの修正箇所には字消し線や下線を引いています。このあと、各担当から修正箇所や特にお伝えしたい点について、順にご説明いたします。それでは、まず、1ページの前文ですが、今回新たに修正した箇所はございません。3段落目が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて前年度から新たに追加した内容となります。続いて、2ページから4ページ義務教育の基本方針です。2ページの目標の1の3行目、人間としてを人としてに修正しました。前段で、人を育てるあるいは、人づくりとしていることから、表現を合わせました。次に2ページの重点施策の1の（1）ですが、2年間にわたり、県教育委員会から、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業の委託を受け、町立学校全体で児童・生徒の学力向上を目指した取組みを進めてきました。本年度をもって委託期間が終了しますので記載内容を変更しましたが、さらに1年委託を受けられる可能性が出てきました。基本方針策定までに見通しが立ちましたら、本年度の内容を充実させる形で、今後修正を加えたいと考えています。次のページの（9）1文目、目指す学校図書館を明確にするために子どもたちにとって親しみやすい場所にするるとともに調べ学習のニーズへの的確に答えられるようにしますとしました。4ページに移りまして（10）は、いわゆる開かれた学校という意味になりますので、開かれた学校にかぎ括弧を付け、開かれた学校づくりを通じとしました。また協議・連携を協働・連携としました。最後に、2教育研究所の（3）です。4行目の子ども達のたちを他に合わせてひらがな表記としました。また保護者や関係教職員を保護者と関係教職員に改め、保護者にも教職員にもという意図を強めました。義務教育につきましては、以上です。最後に、11から12ページの利用の解説ですが、義務教育の新体力テスト、図書館のレファレンスサービス、参考図書を追加しました。説明は以上です。

子育て支援課長） 5ページと6ページをご覧ください。基本方針につきましては、ここで、下線の部分を追加しました。基本的な考え方は、次世代の考えをそ

のまま計上していきますので、概ね変更しておりませんが、平成 27 年度から新制度を新しい計画で進めていきますので、その分を少し追加させていただいています。目標につきましては、平成 26 年度の 6 番目にごじます計画の策定をと書いてございますが、こちらのほうは、27 年度につきましては、できていますので、はずさせていただいております。重点施策のほうにつきましては、ページ変りまして 6 ページをご覧ください。5 番目になります、前年につきましては、新制度の施行に向けてとということで記載させていただきましたが、5 点目の部分につきましては、実際に地域子ども子育て支援事業の中で、利用者支援事業というものの 1 つとして保育コンシェルジュということで予算要求していますので、記載を追加させていただいています。また、7 点目になりますが、今年度、国のほうで放課後こども総合プランのほうを示していますので、そとらに基づき、町としても学童保育と放課後こども教室の拡充について、若干、記載を変えさせていただいています。8 点目になりますが、子育て支援センターの事業となりますが、こちらにつきましても、現在予算のほうを要望しておりますが、新たな事業としまして、イクメン講座を開催していく予定ですので追記させていただいております。最後になりますが、11 点目、平成 26 年度につきましては、計画策定ということで書いてございますが、27 年度は策定済みですので、進行管理を進めていくとすることで変えさせていただいています

生涯学習課) 7 ページをご覧ください。生涯学習課につきましては、表現や文言につきまして分かりにくいということで、数多くのご指摘をいただいたところですが、たいへん申し訳ございません、当方の不手際によりまして、修正途中のものがお手元にいつております。恐縮ですが、本日机上配布した資料と差し替えをお願いします。まず、生涯学習の基本方針ですが、本文の 3 行目から 4 行目、町民が主体となった地域にを町民主体の地域に、に修正します。また、次の 5 行目、環境整備を行ないを環境を整備しに変えております。次に目標の 2 ですが、全体的に表現を変えたいと思います。ともに学びあうことで、人と人とのつながりが広がるよう、町民の文化芸術活動を支援しますと修正します。次の 3 では、1 行目の終わりから 2 行目にかけて、周知することによりとします。続いて、重点施策の 1。2 行目、関係団体に働きかけるとともにを、関係団体とともにとします。また、4 行目のフードバック方法の方法を削除します。重点施策の 3。1 行目、大学との連携によりを大学と連携することとします。続いて、最新の研究成果を学習する機会を設けを最新の研究成果やとします。裏面の 8 頁をご覧ください。重点施策の 5。2 行目、様々な場面でのという表現は曖昧であるとのご指摘からこの文言を削除します。重点施策の 6。2 行目、連携を深めを連携によりとします。また、おおいそ文化祭の後の文章を削除し、おおいそ文化祭への自主的な参加を支援しますという表現に修正します。重点施策の 8。2 行目の自主活動によるを自主的などとします。次の 3 行目、使用の文言を利用とします。重点施策の 9。2 行目、人権意識を高めるためのためを削除します。3 行目の講演会以降の、を開催し、各種のを削除し、全体として、人権意識を高める人権教育講演会や学習機会を設けますと修正します。重点施策の 10。1 行目の終わり、調査等によりの文言を削除します。また、文化財調査報告書第 50 集の表記は、

予算上難しいため削除します。重点施策の 12。2 行目の文化財を火災から守るために削除します。続きまして図書館です。まず、目標の 1。分かりやすい表現とするため、文言を整理しまして、多様化する町民ニーズに応える親しみの持てる施設として図書館が活用されるよう、レファレンスサービスに力を入れ、読書環境に務めます。としました。次に重点施策の 1。2 行目、収集し、また、と文章が一文で続いていたものを、収集します。と文章を切って簡潔にしました。重点施策の 5。トイレの改修につきましては、予算的に厳しいとのことから、削除します。

郷土資料館長) 郷土資料館の文言の修正箇所については、3 の企画展を開催するとともにワークショップを、企画展やワークショップとしました。4 の再考するとともにを再考します。また、としております。

学校教育副課長) 最後に、11 から 12 ページの用語の解説ですが、義務教育の新体力テスト、図書館のレファレンスサービス、参考図書を追加いたしました。

質疑応答)

中野委員) 質問ではないのですが、一番思い入れのある図書館及び学校図書のところにつきまして、理想とする図書館と学校図書のあるべき姿としてあげた希望を盛り込んでいただきありがとうございます。また、レファレンスサービス、参考図書につきましても、ご検討いただきましてありがとうございます。学校につきましては、子どもたちにとって親しみやすい場所になるように司書を配置したので、司書を有効活用して、子どもたちがより本をたくさん読めるようにしてもらえたかと思えます。

委員長) この中で、米印括弧は後ろに解説がありますよという意味ですよね。4 ページのところの、(13) ICT の後ろの米印に線が引いてあるのは、これはとるという意味ですか。

学校教育課長) ICT につきましては、3 ページの (5) に先行して ICT という言葉が使われていて、ここにマークがついていましたので、後のほうは削除します。

委員長) ありがとうございます。

濱名委員) 図書館の基本方針の中で、幼児からお年寄りまでという、幼児の定義を教えてくださいたいのですけれども。

生涯学習課長) 基本的には、はっきりとした何歳から何歳までという定義は難しいのかなと思っております。基本的に、小学校入学前の幼児を対象にして、この中では考えて使っております。小学校以降は児童・生徒というふうに表現をしておりますので、小学校入学前ということで、一応ここでは定義で使っております。

委員長) 以前に、体力テストの結果が出た中で、小学生については、ちょっと体力が全国的に見ても問題があるかなというようなお話があった中で、今回基本方針を、義務教育の重点施策の (11) で体力向上について触れていただいていることは大変いいと思えます。その前段階として、子育て支援のほうで、やはりその中で体力向上に向けた何か一言を盛り込むと、これまでの成長の中でだんだん運動に親しんだり、それに伴って体力をつけていくというよう

な方向性ができるんじゃないかなということ、今聞きながら感じていたのですけれども、今、思いつきでここに載せるのはだめなのでしょうね。その辺についてはどうでしょうか。

学校教育課副課長) この辺、どこにどう記載していくのがいいのかというのは、非常に難しいのですけれども、義務教育の重点施策の(11)、今話題になっているところで、平成24年に策定しました大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取り組み指針自体は、幼稚園・保育園から中学生までを対象として策定したものでしたので、ここの書き方もこの指針に基づき、各園・学校の取り組み状況を検証し、引き続き各園・学校で特色ある取り組みを推進しますという書き方をしています。ただ、これが義務教育の基本方針の中に入ってしまったので、ちょっと書き方としてどうなのかというのは、またご意見をいただきたいと思います。

中野委員) 少し思ったんですけど、子育て支援のところ機構改革によって、教育委員会の基本方針から外れるとなったならば、こっちの義務教育のほうにそれを盛り込んで、各園というのが入れたほうがいいのかと思ったんですけど、違いますか。

委員長) ちょっとこの議論の前に、組織改革に伴って、この子育ての基本方針をまずどういうふうに扱うかということ、わかる範囲で説明していただければ。

曾田委員) 関連で。学校教育指導振興事業の中に、大学とのパイプライン・・・小学生の体力向上を目指すというのが、これが予算がとれたわけですよ。連携していると思うので、その意識はよくわかりますので、これをどうするかということだろうと思うのです。現象的に。そんな感じが、連携しているかなという気がいたします。

教育部長) まず1点目の基本方針の子育ての部分ですが、こちらにつきましては、現在3月31日までは教育委員会のほうでやっておりますので、これは従前と同じに教育委員の考え方ということで、同じようにつくっております。4月1日から新たに事務局が移ったとしても、この基本理念については、当然町長にもお渡しして、一緒に相談させて頂くことになると思います。総合教育会議という新たな会議もできますので、そういった中で、町と教育委員会が協力して子どもたちを育てていくという形になると思います。それから、子育ての体力づくりにつきましては、当然にまず学校、要するに義務教育の中には載っているのですけれども、基本的には本来町部局でも、母子保健でいろいろな子どもたち、赤ちゃんから、生まれてから体力づくりをしておりますので、そこでマッチングしてやっていくことが、さらに充実していくというふうに認識していいと思います。

学校教育課副課長) 曾田委員からのご質問・ご意見に関してですが、東海大学との連携を今考えているところです。今回の基本方針でつけ加えさせていただいた(11)の各学校において新体力テストを実施し、その結果に基づく体力向上の取り組みを推進します。という表現の具体的な内容の一つとして、東海大学との連携を考えております。

委員長) さっきの、幼稚園のほうに何か文章として入れてもいいんじゃないかと言いましたが、幼稚園が来年度の方針をつくっていく中で、やはり運動について、ここ数年非常に取り組みをしっかりとやっていただいているなということ

を感じるんです。感じる場面というのは、発表会とか行ったときに、さまざまな子どもたちの発表の中に、運動するシーンというのを、非常に取り入れてきてくださっている。これは、幼稚園自体がそういうことをすごく意識してやっているんじゃないかと感じておりました。やはり、教育委員会の方針の中で何か文章にして表すことで、幼稚園により伝わるのではないかという思いがあります。そういう意味で、幼稚園のほうに何か文章を入れたほうがいいんじゃないかなという、そういう思いがあって意見を言いました。まだこれは協議という段階ですので、これから意見を言える機会がまだ残っていると思いますので、その中でお伝えしていきたいと思います。

子育て支援課長) そうですね。本来ですと4ページの(11)のところに記載されている中に含まれている内容なのですが、新たに明記ということであれば、子育てのほうに項目だけ新たにしたいほうがいいかと思っておりますので、その辺で検討してみたいと思います。

委員長) ありがとうございます。ほかにご質問・ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員) はい。

委員長) それでは、いろいろ出ました意見を踏まえて、策定作業を進めていただきたいと思います。

協議事項第2号 大磯町指定有形文化財の指定について

生涯学習課長) 協議事項第2号、大磯町指定有形文化財の指定について説明いたします。裏面をご覧ください。現在、大磯町では、国から指定または登録あるいは選択を受けている文化財が5件、県から指定または選択を受けている文化財が13件、町の指定文化財が28件、すべて合計しますと46件の文化財がございます。いずれも、大磯の自然、歴史、民俗、文化を象徴するもので、町はもちろん、国民の大切な共有財産となっております。このような、貴重な文化財を将来に伝えていくために、大磯町文化財保護条例では、その第3条第1項に大磯町教育委員会は、町内に存する文化財のうち、町にとって重要なものを、それぞれ大磯町指定有形文化財、大磯町指定無形文化財、大磯町指定民俗資料、大磯町指定史跡名勝天然記念物に指定することができることと規定しております。ご承知のように、大磯は、東海道の宿場として賑わった江戸時代から、その後の別荘文化が開いた明治時代にかけて、たいへん特徴的な歴史を有しております。大磯宿の本陣を務めた小島家に残されていた古文書類は、このような時代の史実を伝える資料として、かねてから、その学術的な価値を多方面から評価されてまいりました。お手元に大磯町文化財調査報告書第49集として、資料目録をお配りしておりますのご参照下さい。そこで、町の有形文化財として指定するため、大磯町教育委員会から大磯町文化財専門委員会に対して諮問をするものでございます。説明資料をご覧ください。物件名称は大磯宿小島本陣資料。所在地は大磯町郷土資料館です。諮問の理由としては、江戸時代以降、たびたび大火事に見舞われた大磯では、大磯宿の様相を示す文献資料が少なく、かつ江戸時代の大磯宿とそれ以降の大磯の様相を示す文献資料としてたいへん貴重であると考えられることから、

本資料を大磯町指定有形文化財に指定することについて大磯町文化財専門委員会に対して諮問し、意見を求めるものでございます。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

質疑応答)

曾田委員) 江戸時代を中心としたいろんな小説が今たくさん出ていますが、なかなか大磯宿というのが出てこないんです。こういう補完資料があつて、舞台がつくられればいいのですが、なかなかこの辺、通過することの多い町なものですから、小説の舞台になれなくて、私も興味を持っていろいろ文献を見たりしているのですが、これが補完資料になればいいなという期待はしていますけれど、小説家の中では残念ながら大磯に目が向いていないというのが現状でございまして、何かこんな資料を、江戸を中心とした作家の人たちに送るとか、こういうのがあるよという宣伝をしたら、逆におもしろいかなという発想を今持っています。

生涯学習課長) こういう目録を刊行して、広くいろいろなところに送付するというのも一つの手だろうと思えますし、例えば指定ということになりますといろいろと周知されてまいりますので、そのあたりでどんどん活用されていけば、そういうことにつながるのかなと、そういう期待も持っています。

委員長) 特に、今回の文化財専門委員会の進行については、問題ないということでよろしいですか。

曾田委員) はい。

報告事項第1号 平成26年第2回(11月)大磯町議会臨時会及び平成26年第4回(12月)大磯町議会定例会について

教育部長) 1ページをお開き下さい。臨時会では、補正予算を含む7件の議案があり平成26年第2回11月大磯町議会臨時会提出議案の表の件数番号3の議案第52号で平成26年度大磯町一般会計補正予算第6号で、教育委員会関連は、2ページのとおり保育園運営事務事業の保育園臨時雇賃金を計上し可決頂いております。こちらは、平成26年11月20日開催の第8回教育委員会定例会に付議した内容でございますので説明は省略させていただきます。続きまして3ページをお開き下さい。12月定例会では、補正予算を含む議案11件の議案審議がありました。教育委員会関係では、12月16日に平成26年第4回12月大磯町議会定例会提出議案の表の件数番号9の議案第65号で平成26年度大磯町一般会計補正予算第8号でございます。詳細については、4ページをお開き下さい。上から順に国府中学校の体育館の耐震改修として補正予算計上後、年度内完成が見込めないため翌年度へ繰り越す繰越明許費を計上してございます。また、国府学童保育クラブの運営を法人委託するための予算として3年分の委託料を債務負担行為として計上してございます。その他、ひとり親医療扶助費、放課後児童健全育成事業委託料、小規模保育設置促進事業補助金、国府中学校体育館等改修事業、私立幼稚園就園補助金、県指定文化財修理補助金をそれぞれ歳入、歳出で補正予算計上し、可決いただきました。い

ずれも平成 26 年 11 月 20 日開催の第 8 回教育委員会定例会に付議した内容でございますので詳細説明は省略させていただきます。次に 5 ページをお開き下さい。12 月 19 日と 22 日の 2 日間、一般質問が行われました。10 番竹内恵美子議員の教職員の勤務実態について問うについては、教育長から、まず、1. 本町の小中学校の教員の勤務時間の現状について、正規教職員の勤務時間につきましては、午前 8 時 30 分より午後 5 時までとなっておりますが、部活動指導や児童・生徒指導など様々な校務により時間外勤務が多くなっているのが現状です。次に、2. 年次休暇の取得の現状は、につきましては、教員それぞれで異なっておりますが、平成 25 年度の実績として平均 12 日程度取得しております。次に、3. 実態をどう捉えているのか、につきましては、小学校においては、平成 23 年度、中学校においては、平成 24 年度の、学習指導要領の改訂による、授業時間数増加に伴う授業準備や研究、児童・生徒指導の多様化、複雑化する保護者要望への対応、事務業務の増加、クラブ活動・部活動指導など、教職員の仕事内容は多岐に渡り、多忙であることの実情は把握しております。次に、4. 教職員の多忙を解決するために、教育委員会は今後どのようなことを考えていくのか、につきましては、3 問目で答弁いたしました教職員の多忙化の実情を解消するためには、部活動地域指導者派遣制度の積極的な活用や事務作業の簡素化だけでなく、教職員の適正な配置が必要と考えています。校務の効率化が前提となりますが、県費負担教職員でありますので、国や県へ、教員定数の増員など関係機関と調整しながら要望をしていきたいと考えております、と答弁しました。再質問では、OECD の調査も含め教員の業務量や適正配置について質問があり教育部長から答弁しました。8 番高橋富美子議員の大磯中学校 3 号館の改修工事は平成 27 年度の総合計画の実施計画に計上されるのかの質問について教育長から平成 26 年 6 月議会の一般質問においても、議員より質問があり答弁していますが、エレベーター設置を含めた大規模改修につきましては、老朽化も進んでいることから、快適で安全な教育環境の場を提供するための重要課題と認識しております。教育委員会といたしましては、教育活動に支障がないよう、町部局と協議して施設整備を進めていきたいと考えております、と答弁しました。再質問では、教育部長からインフラ長寿命化基本計画の各省庁別の支援策を確認し活用の有無を検討していくと答弁しました。次の平成 25 年度決算における議会が行った事務事業評価は平成 27 年度予算に生かされるのかについては、教育長から、この事務事業は、平成 19 年度より実施している支援教育推進事業で、支援を必要とする児童・生徒の教育活動の推進を目的に実施しているものです。本事業では、小・中学校に、教員を補助し、子どもたちの学校生活や学習を支援する教育支援員を配置しています。本年 9 月議会の平成 25 年度決算特別委員会で、議員の皆様は大磯町議会としての本事業に対する事務事業評価を実施していただきました。本事業については、一部見直しのうへ継続するという方向性と、町として本事業に力を入れて実施していることを評価し、教育活動の推進やニーズ等から事業としては継続すべきである。しかし、教育支援員の研修内容の充実や、保護者との協議、話し合いの充実など基本的な部分においてもっと積極的な改善・拡充が必要であると考えます。子どもたちの状態に応じた適切な支援が望ましく、町側の事務事業評価結果の検証と以

上の内容を踏まえ、適正な予算づけを考えてほしい。というご意見をいただきました。教育委員会といたしましても、支援を必要とする子どもたちへの、ニーズに応じた適切な支援を充実させていきたいと考えております。質問の事務事業評価は平成 27 年度予算に生かされるのかにつきましては、教育支援員の研修時間や教員との打合せ時間の確保、各学校の子どもたちの実態をより丁寧に把握し、適正に教育支援員を配置できるように考えてまいります、と答弁しました。再質問で子ども達の実態の把握調査方法やその調査をどのように反映させていくか、などの具体的な質問を頂き教育部長から答弁いたしました。3 番渡辺順子議員の中学校給食実施に懇話会や保護者の意見は反映されるのかについては、教育長から、教育委員会では、平成 24 年度に大磯町立中学校給食に関する懇話会を、平成 25 年度には、中学校給食の導入に係る教育委員会検討会を組織し、中学校給食の必要性や実施に向けての課題等を調査し、食育の推進を含めた中学校給食のあり方の検討を進めてまいりました。検討の結果として、1. 中学校給食を導入する。2. デリバリー方式、調理・配送委託方式とする。、3. 原則、生徒全員給食とする。といった内容のものでございます。そして町長へ中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書を提出いたしました。提出をした際には、保護者説明会で頂いた意見や、更に、周知パンフレットを配付し、合わせて保護者の方々よりデリバリー給食へのご意見をいただき、それらを添えて町長に提出いたしております。なお、デリバリー給食については、約 8 割の保護者の方々概ね賛成というご意見をいただいております。教育委員会といたしましては、より良い内容で、中学校給食が早期実現出来るよう、町部局と協議を重ねてまいりたいと考えます、と答弁しました。また、導入方法の確認について町長への再質問などがございました。8 番二宮加寿子議員の町の未病対策と健康についての 1. 小児 の健康管理と医療費助成制度の拡充を望む声があるが、いかがか。については、町長から、現在、町では 1 歳以上のお子さんに対して所得制限を設け、通院は小学生まで、入院は中学生までを対象に助成を実施しています。小児医療費助成制度により、安心して医療機関を受診することで、病気の早期発見、早期治療、また、重症化を防ぐことができます。小児医療費の拡充につきましては、町の財政状況や子ども・子育て支援新制度の施行による新たなサービスの実施内容を考慮しつつ、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、所得制限の見直しなどを含め助成対象者の拡充について検討してまいります、と答弁しました。再質問では、県下市町村の状況や所得制限についての質問があり教育部長から答弁しました。9 番鈴木京子議員の来年度予算の考え方について問うの 2. 子ども子育て支援についてについては教育長から、現在、町では平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度を総合的に推進していくために、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の位置づけをもった大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～の策定作業を進めております。来年度予算につきましては、新制度が円滑にスタートできるよう準備をしているところです。本計画に基づき、子どもに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、子育てで選ばれるまちづくりを目指して、多様な保育サービスの充実

や子育て支援サービスの拡充を図ってまいりたいと考えております、と答弁しました。再質問は保育料などについてあり教育部長から答弁しました。次に、4. 中学校給食についての質問については、中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書を町長へ提出いたしました。提出にあたっては、保護者説明会でいただいたご意見や、周知パンフレットを配付し保護者の方々よりいただいた意見・要望を添えて町長に提出いたしております。教育委員会といたしましても、保護者からいただいた多くの意見・要望を踏まえて、中学校給食の実施に向け町部局と協議を重ね、中学校給食の方向性が決定され次第、施設整備や体制整備なども含め、予算化に向けての調整を進めていきたいと考えています、と答弁しました。実施内容等について再質問があり教育部長から答弁いたしました。次に、5. 教育支援員の拡充について。については、教育長から、教育委員会では、支援を必要とする園児・児童・生徒の教育活動の推進を目的に支援教育推進事業を実施しており、各学校に教育支援員を配置しています。本事業に対しましては、本年9月議会の平成25年度決算特別委員会で、議員の皆様は大磯町議会として事務事業評価を実施していただきました。その結果、本事業については一部見直しのうへ継続するという方向性と、支援を必要とする子どもたちに対して、さらに充実させた支援を望む。というご意見をいただきました。教育委員会といたしましても、支援を必要とする子どもたちへの、ニーズに応じた適切な支援を充実させていきたいと考えておりますので、教育支援員の配置につきましては、限られた予算の中ではありますが、より拡充できるように考えてまいります、と答弁しました。教育支援員等の詳細についての再質問があり、教育部長から答弁いたしました。11番三澤龍夫議員の民俗行事の伝承については教育長から、現在、大磯町では多くの民俗行事が伝承されております。なかでも6つの民俗行事が重要無形民俗文化財として指定を受けており、このうち、左義長が国指定に、国府祭、西小磯の七夕行事が、県指定に、白岩神社の祭礼、高麗の山神輿、御船祭が町指定になっております。近年では、雑誌やインターネットをはじめとしたさまざまな情報媒体により行事の開催が広く周知され、町外からの問い合わせや見学者も徐々に増えてきております。しかし、その一方で、いずれの民俗行事においても課題は山積しております。本来、民俗行事は日常生活の中から生まれたものであり、時代、生活様式、社会の仕組みの変化によって姿を変えながら受け継がれてきたものです。近年は生活様式が目まぐるしく変化しており、民俗行事を次世代へ引き継ぐことが難しくなっています。そのため、教育委員会としましては、さまざまな形で支援を行なっております。保存会と連携した広報活動や後継者の育成支援、県や町からの補助金や交付金などの財政的支援、また、民俗文化財としての正しい評価や情報を発信することが、地域の歴史資源や観光資源として地域の方からも認識され、町外からの集客にもつながると考えて郷土資料館では企画展示や出前講座なども開催しております。今後も、民俗行事を次世代に引き継いでいくため、地域の方々と連携しながら支援を進めていきたいと考えております、と答弁しました。船山車の保存等に関する再質問があり教育部長が答弁しました。以上が一般質問の答弁内容です。

報告事項第 2 号 平成 26 年度文化財消防訓練の実施について

生涯学習課長) 表紙裏面の実施計画をご覧ください。毎年 1 月 26 日は、文化財防火デーと定められ、全国的に文化財防火運動が展開されており、文化財を火災、震災、その他の災害から守るとともに、文化財愛護意識の高揚を図ることを目的としたキャンペーンが行われています。大磯町では、平成 21 年 3 月に旧吉田茂邸が火災で焼失したことから、文化財防火デーの一環として、実践的な消防訓練を実施することで、文化財の所有者や関係機関、地域住民の方々に対して、防火・防災意識を高めていただこうと実施してきました。これまでに 5 箇所寺院や神社で実施しております。本年度は、平成 27 年 1 月 24 日の土曜日に国府新宿の寶積院において実施いたします。実施は、大磯町消防本部、大磯町教育委員会生涯学習課、消防署、消防団本部および分団が主体となり、警察署の協力を得て実施いたします。訓練の概要は、9 時 30 分より 10 時 30 分の 1 時間ほどを予定しております。寶積院本堂から出火したと想定いたしまして、119 番通報訓練、初期消火訓練、文化財の持ち出し訓練の順におこないます。通報に基づきまして、指令を受けた消防車両が、サイレンを鳴らして現場に到着し、放水訓練を行う内容となっております。その後、文化財管理者や消防団長などから挨拶と講評をいただき閉会する手順となっております。特に、当日はサイレンが鳴り、消防車が出動すること、消防車の駐車・放水により、寶積院前の道、実際には国道 1 号線から六所神社に至る道路が一時的に車両の通行を制限させていただくこととなります。既に広報をはじめ、地元には回覧にて周知をしております。

報告事項第 3 号 児童文学講演会「てがみぼうやがとどくまで」の開催について

図書館長) 報告事項第 3 号、児童文学講演会「てがみぼうやがとどくまで」の開催について説明いたします。裏面をご覧ください。本事業は、児童文学者の話を直に聞くことで、読書をより身近に感じていただくきっかけになることを期待して開催するものです。開催日時は 2 月 28 日の土曜日、午後 2 時から 3 時 30 分を予定しており、場所は図書館本館の大会議室で行ないます。講師は、茅ヶ崎市在住で、第 35 回講談社絵本新人賞を受賞された加藤晶子さんをお願いをしております。絵本の読み聞かせのあと、受賞後どのような経緯をたどって絵本が出版されたのか、そして、地元湘南での反響などを語っていただき、最後にサイン会を行ないます。対象は小中学生の親子を中心に、児童文学に興味のある方で、40 名の申込み制といたします。広報としては、チラシ、ポスター、町広報の 2 月号、ホームページ、タウン紙などで周知をしていく予定です。

質疑応答)

中野委員) 小・中学生の親御さんで、幼児・乳児を連れていらっしゃる方がいるかと思うんですけども、その辺のサポートはどうなんですか。

図書館長) 基本的には、幼児の方が多い場合には、2階の和室などを使いまして、ボランティアの方に来ていただいて対応をするような形になっております。今回ちょっと状況が見えないのですけれども、対応ができるような形で調整を進めてまいりたいと思っています。

中野委員) よろしくをお願いします。

その他

学校教育課長) 1点ご報告がございます。先ほどもありましたけれども、中学校給食について、平成26年12月4日付で町長に委員長から意見書を提出しています。町として、今年に入って1月13日に、町長を議長とします幹部職員構成の政策会議で協議をしていただきまして、教育委員会の意見書のとおり、中学校給食についてはデリバリー給食を実施するというところで、政策決定をされました。今後につきましては、平成27年度内の開始を目指して、事務的に進めてまいりたいと思います。多くの事務作業等がございます。また、予算の計上も含めまして進捗状況、また適宜、教育委員会に報告、協議、相談をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

教育部長) 次回の定例会は2月19日木曜日午前9時から図書館で行います。午後から国府保育園の訪問があります。本日午後からは、大磯小学校の訪問があります。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成27年2月19日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____